員 \mathcal{O} 勤 務時 間、 休 暇等に関する条例 \mathcal{O} 部を改正する条例をここに公布 する。

成二十 八 年十二月二十六日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

玉 |県条例 第五十 九 뮥

職員の勤務時間、 休暇等に 関する条例 \mathcal{O} 部 を改 正 する条

 \mathcal{O} ように改正する。 員 \mathcal{O} 勤務時間、 休 暇等に関する条例 (平成七年埼玉県条例第二号) \mathcal{O} \longrightarrow 部を次

を 加え、 七条第三項中「 同条に次 0 (以下この 一項を加える。 項」 \mathcal{O} 下に「及び第五 項 並 び に第十五条の二第一項

5 該子を養育」 り、 項中 前 項 \mathcal{O} 「三歳に満たない子の 規定 は、 とあるのは 要介護者を介護する職 「要介護者のある ある職員が、 員 職員が に もの 委員会規則 0 いとする。 1 て `` 準 用 委員会規則で定めるところに で する。 定め るところ \mathcal{O} 場合 によ お 11 て、

第十条 中「及び介護休暇」を 「、介護休暇及び介護時間」 に 改 め る。

ょ

当該要介護者を介護」と読み替える

十五条の次 に 次の一条を加える。

(介護時間

第十五条の二 護者に係る前条第二項 当該介護を必要とする 勤務時 ・暇とす 間 \mathcal{O} 介護時 _ 部に 間 9 き勤務 に規定する期間と重複する期間を除く。 <u>ー</u>の は、 職員が 継続する状態ごとに、 L な いことが 要介護者 :相当で \mathcal{O} 介護をするた あると 連続する三年の 認めら め、 れ 要介護者 期間 る場合に 内 に お (当該 11 \mathcal{O} て お 要介 け 日 が る

い 範囲内 介護時 間 で必要と認 0 時 間 は 8 5 前 項に れる時間 規定する期 とする。 間 内 に お 1 て __ 日 に 2 き二時 間 を 超え な

に 十六条 める。 (見出 しを含 む。 中 及 び 介護 休 暇 を 介護 休 暇 及 び 介護 時 間

則

 \mathcal{O} 例 は 平成二十 九年 月 日 か 6 施行する。